

対組織犯罪の「武器」

問「共謀罪」

捜査の現場から



▼1面参照

元警察庁長官 国松孝次さん (79)

21世紀の警察は組織犯罪との闘いだ。組織犯罪に限っては手遅れになる前に共謀段階で捕らえなければいけない。私は、共謀罪は必要な法律だと思う。

政府は「テロ等準備罪は共謀罪とは別。共謀だけでなく、『準備行為』をしなければ処罰されない」と説明している。私は、国際組織犯罪防止条約はマフィア対策だとずっと聞いていたから、「テロ対策」と急に言われて「へえ」と思った。「準備行為が必要」というのも、「へえ」だね。共謀するといふ行為を罰するわけだから、やっぱり共謀罪だ。共謀した段階で

一方で、警察庁長官だった95年にあったオウム事件や自分が狙撃された事件は、共謀罪があってもお手上げですな。「警察は情報を持っていなかったではなにか」と言われればその通り。分からなかった。つまり、法律をつくって

捜査が介入することが大切。他国と歩調を合わせて共謀段階を取り締まるというのが筋だと思う。ただ、テロ集団も組織犯罪には変わりないわけだし、五輪前にテロについて関心が高まる中で、政府のやり方が「けしからん」というほどでもない。

捜査手段充実を

警視庁本富士署の署長だった1969(昭和44)年、庁舎が赤軍派に襲撃される事件があった。襲撃前に別の場所でも幹部らが謀議をしていたのはつかないから、当時共謀罪があれば「御用」にできた。

政府と現場に温度差?

「共謀罪の先に『盗聴』や『密告奨励』など捜査手法の拡大がある」と反対派は懸念する。警察元トップが、法案に実効性を持たせるために必要とあげたのはまさに「通信傍受」と「司法取引」だった。

捜査当局の乱用を防ぐため社会の監視が重要と国松氏は言う。だが、特定秘密保護法が成立するなど情報への壁は高まる一方だ。政府が「テロ等準備罪と共謀罪は別」と強調する中、終始「共謀罪」と言い切ったのも印象的だ。捜査手法の拡大といい、政府の建前と捜査現場の本音はかけ離れているということなのか。(後藤遼太)

くしまつ・たかじ 1937年生まれ。警察庁長官だった95年、自宅マンション前で何者かに狙撃され重傷を負う。99、2002年、駐スイス大使。一般財団法人「未来を創る財団」会長。銃撃事件の際の主治医のすすめでドクターヘリ普及の活動も続けている。

乱用懸念は理解

捜査当局の乱用を懸念す

る声があるが、どんな法律でも解釈の仕方次第で常に乱用の恐れがある。社会と警察の間にきちんとした緊張関係があり、監視の目がしっかり作用していれば乱用は起こらないはずだ。適用対象を「個人犯罪にまで広げるのはおかしい」という意見は分かる。おかしい犯罪は、国会審議で外せばいい。「組織的犯罪集団」という条件があれば正当な労働組合は入らない。「乱用の恐れがある」と色々条件を付けていちゃいちゃ適用範囲を絞れば、「全然動かない法律は要らない」となる。ある程度フリーハンドで、捜査に委ねてもらわないといかん。共謀段階で組織犯罪について手がつけられる「武器」を与えてほしい。組織犯罪と相対できるようになるはずだ。(聞き手・後藤遼太)

衆院法務委員会で連休明けにも「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案の審議が山場を迎えそうだ。刑事司法の一線を知る3人に、これまでの共謀罪審理や捜査の内幕と法案への賛否を聞く。